

負担限度額認定申請における注意事項

1. 提出書類

(1) 介護保険負担限度額認定申請書

記入例を参考にしながら、記入してください。

裏面の同意書にも記入をお願いします。

(2) 預貯金等の資産の額がわかる書類

申請書の「預貯金等に関する申告」欄に記載した金額の合計と添付書類の合計が合致していることを確認ください。

可能な限りA4サイズでのご提出をお願いします。

対象となる資産の種類	添付書類の内容
預貯金（普通・定期）	直近（原則2ヶ月以内）の残高がわかる通帳の写し（2か所）※お持ちの口座分必要です ①口座名義等の記載ページ（通帳表紙の裏面） ②口座残高のページ （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・投資信託など）	証券会社や銀行、信託銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金）	申請書にその額を記入

※ 生命保険、自動車、宝石、絵画、骨董品など、時価評価額の把握が難しいものは対象外です。

配偶者(同一世帯・別世帯に関わらず)の方がいらっしゃる場合は、配偶者の方が名義となっている直近（原則2ヶ月以内）の残高がわかる通帳の写しも必要となります。

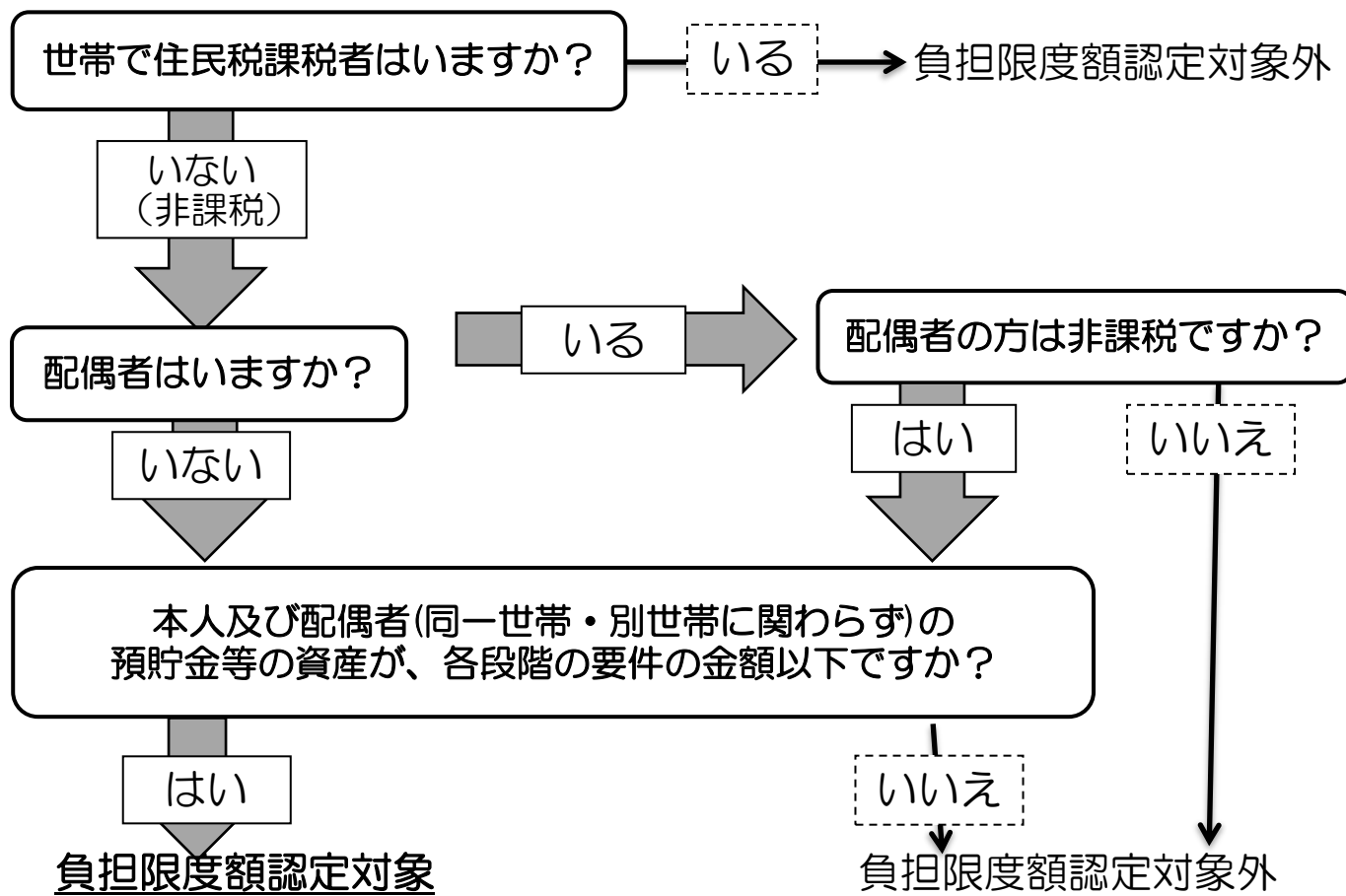
対象者または配偶者、同一世帯員の方の税申告が未申告の場合は、段階判定ができないため申告のご依頼をさせていただくことがございますのでよろしくお願いいたします。

申請した内容に不正等があった場合には、それまでに受けた利用者の負担軽減額に加え、最大2倍の加算金の納付を求める場合があります。

決定した負担限度額についての通知は、住民票の住所に送付いたします。

送付先の変更を希望されるときは、「介護保険関連通知送付先変更申請書」の提出が必要となりますので高齢者福祉グループまで相談ください。

2. 対象者判定から負担段階決定までの流れ



利用者 負担段階	対 象 者	預貯金要件
第 1 段階	世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者・生活保護等受給者	
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税でその他の合計所得金額と課税年金収入額と <u>非課税年金収入額</u> の合計が年額82.65万円以下の方	単身： 650 万円以下 夫婦： 1,650 万円以下
第 3 段階 ①	世帯全員が住民税非課税でその他の合計所得金額と課税年金収入額と <u>非課税年金収入額</u> の合計が年額82.65万円超、120万円以下の方	単身： 550 万円以下 夫婦： 1,550 万円以下
第 3 段階 ②	世帯全員が住民税非課税でその他の合計所得金額と課税年金収入額と <u>非課税年金収入額</u> の合計が年額120万円超の方	単身： 500 万円以下 夫婦： 1,500 万円以下

※令和8年8月から、老齢基礎年金（満額）の支給額に合わせ、段階判定の所得額が80.9万円から82.65万円に変更となります。